5 各種社会保障等の制度

① 犯罪被害者支援総合的対応窓口（市町村）

埼玉県内では全ての市町村に、「犯罪被害者支援総合的対応窓口」が設置されており、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族等の生活相談や福祉、医療サービスなどの各種社会保障制度等に関するご相談を一括して受付けています。

※ 連絡先はP83～84をご覧ください。

② 怪我等により通院した場合に利用できる支援制度

制度	内容	問合せ先
限度額適用認定	入院など医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に手続きをすると、医療機関等の窓口での支払いを自己負担の上限額まで抑えることができます。	各健康保険等の保険者
高額療養費制度	医療保険を利用し、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻します。	
高額療養費の貸付（立替）制度	当座の医療費の支払いに困る場合、申請により高額療養費に該当する８割相当額を貸付します。	
傷病手当金	被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給します。 ※ 加入されている健康保険等によって、この制度がない場合があります。詳細は各健康保険等の保険者にお問い合わせください。	

※ 加害者（第三者）の行為により生じた危害であることを届け出る必要があります。保険者へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

なお、提出書類のひとつとして、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書を求められることがあります。この誓約書の提出は、医療保険の給付に必要な条件ではないことから、保険者に事情を説明のうえ、提出書類を確認してください。

③ ご家族が亡くなった場合に利用できる支援制度

制度	内容	問合せ先
葬祭費等の支給	被保険者等が亡くなった場合に、葬祭費等を一部支給します。	各健康保険等の保険者
遺族年金(遺族基礎年金・遺族厚生年金)	被保険者又は被保険者であった方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた遺族がいる場合に支給します。	【国民年金】お住まいの市町村 【上記以外】年金事務所

④ 犯罪被害者等見舞金支給制度

地方自治体（市町村等）によっては、犯罪の被害にあわれた方などに対する見舞金支給制度を設けています。

制度	内容	問合せ先
遺族見舞金	故意の犯罪行為により亡くなった遺族に対して支給	お住まいの市町村
重傷病見舞金	故意の犯罪行為により、療養の期間が１か月以上、かつ、入院３日以上（精神疾患である場合は、３日以上労務に服せない程度）の負傷又は疾病を負った被害者に対して支給	

※ 上記は、あくまで例示であり、各自治体によって要件等が異なる場合がありますので、詳しくは各自治体のホームページ等でご確認ください。

⑤ ひとり親家庭に対する支援制度

制度	内容	問合せ先
ひとり親家庭に対する各種福祉制度	母子・父子家庭について、生活や住宅資金等の貸付、医療費の助成、就学の支援などを受けることができます。	お住まいの市町村

⑥　こどもに関する支援制度

制度	内容	問合せ先
児童手当	18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童を養育している親等に支給します。	お住まいの市町村
児童扶養手当	18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育しているひとり親等に支給します。	
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している方に支給します。	
一時預かり等	一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かります。	
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる義務教育段階の児童生徒の保護者に対して、就学援助として学校給食費、学用品費等を支給します。	
高等学校等就学支援金、私立高等学校等父母負担軽減事業補助金、高等学校等奨学のための給付金	犯罪被害による休職又は退職等により収入が減少するなど家計が急変した世帯等に高校生等の授業料や授業料以外の教育費の支援を行います。	通学先の学校
埼玉県高等学校等奨学金	高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出します。	

⑦　介護に関する支援制度

制度	内容	問合せ先
介護サービス	一定の要件を満たす介護が必要な方は、介護保険の適用により、一定割合に応じた自己負担で、自宅を訪問し買い物や掃除等の生活支援、食事や排せつ等の介護、入浴等の支援や福祉用具・自宅改修に関する支援等を受けることができます。	お住まいの市町村
介護保険料の免除等	犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情があるときは、保険料の減免又はその徴収猶予の対象となることがあります。 また、介護サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者は、利用者負担額の減免の対象となることがあります。	

⑧　居住に関する支援制度

制度	内容	問合せ先
公営住宅等の案内	犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営（県営・市町村営）住宅を提供します。	県住宅課 各市町村
民間賃貸住宅の案内	犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）等を公表しています。	県住宅課
住民票の写しの交付等の制限	配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方については、市町村に対して申し出て、「支援措置対象者」となることにより、申出の相手方からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付及び戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の制限が講じられます。	お住い又は本籍地の市町村

Ⅵ 被害者等が利用できる支援制度

⑨　障害が残った場合の支援制度

制度	内容	問合せ先
障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）	病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになったとき、一定の保険料納付要件等を満たす場合に支給します。身体的な障害のほか、精神的な障害も対象です。	【国民年金】お住まいの市町村 【上記以外】年金事務所
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方に支給します。	
障害手当金	障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給します。	
特別障害者手当、障害児福祉手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅の方に対して、負担軽減の一助として手当を支給します。	お住まいの市町村
自立支援医療制度	障害を有する方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の状態を軽減するための医療について、自己負担を１割としつつ、所得に応じて１月当たりの負担上限額を定めています。	
身体障害者／精神障害者保健福祉手帳の交付	身体に障害のある方や精神疾患を有する方等に交付します。手帳の取得により各種サービスの利用や費用の減免等が受けられます。	

⑩　生活困窮に対する支援制度

制度	内容	問合せ先
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、困りごとに応じた資金を無利子または低利子で貸付を行っています。	お住まいの市町村社会福祉協議会
生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給等の住まいの支援、家計の立て直しの支援等を提供します。	自立相談支援機関
生活保護	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度があります。	お住まいの市町村福祉事務所

⑪　その他の支援制度

制度	内容	問合せ先
国税・地方税の軽減免除	医療費を支払った方、障害を負った方、あるいは配偶者と死別した方等には、所得控除が認められ、所得税・個人住民税が軽減できる場合があります。	【国税】税務署 【地方税】お住まいの市町村
申告・納付期限の延長	犯罪被害等のやむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないと認められたときは、その期限を延長することができます。	
納税・換価の猶予	納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税や地方税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大１年間納税が猶予され、その期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。 また、国税や地方税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、最大１年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。	

制度	内容	問合せ先
納税証明書の手数料免除等	財産につき相当な損失を受けた方が復旧に必要な資金の借入れのため及び生計の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等を受けるために使用する国税の納税証明書については、手数料の納付をしないで交付を請求することができます。また、地方税についても、納税証明書の交付等地方税に係る手数料の減免がある場合があります。	【国税】 税務署 【地方税】 お住まいの 市町村
自動車に係る登録事項等証明書及び検査記録事項等証明書の出力制限	犯罪被害者等が所有者等となっている登録自動車に係る登録事項等証明書、軽自動車に係る検査記録事項等証明書の出力制限を行います。	運輸支局自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会事務所支所
労働問題の相談	労働問題について専門の相談員が電話や面談で相談に対応し、希望等に応じて、個別労働紛争解決制度に関する情報を提供します。 埼玉県内総合労働相談コーナーの所在地、連絡先はこちら→	労働局
雇用保険	労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練をうけられる方等に対して、失業等給付を支給します。また、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進等をはかるための二事業を行っています。 詳しくはこちら→	公共職業安定所
就労支援	ハローワークでは、就職に関するご相談や職業紹介等を無料で行っています。 県内ハローワーク一覧→	